

ご旅行条件書（手配旅行）

2020年4月1日作成

お申し込みの際は必ずこの条件書をお読みください。この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1.手配旅行契約

- (1)この旅行は、水上高原リゾート株式会社（以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。
- (2)「手配旅行契約」（以下「旅行契約」といいます。）とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理・媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員・休業・条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）をお支払いいただきます。
- (4)旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする航空券・乗車船券・宿泊券等に記載するほか、本ご旅行条件書並びに当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。
- (5)当社が法令に反せず、かつ、お客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだ時は、前項の規定に関わらずその特約が優先します。
- (6)当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

2.旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が定める申込金とともに、お申し込みください。申込金は、旅行代金・取消料・その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の全部又は一部として取り扱います。
- (2)手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受理した時に成立するものとします。
- (3)当社は、本項(2)にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、手配旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、手配旅行契約の成立時期は、当該書面に明記します。
- (4)当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であっては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- (5)当社は、手配旅行契約を締結した時は、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (6)お客様が、次に掲げる場合においては、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ①お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ③お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7)当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

3.旅行代金のお支払いと変更

- (1)旅行代金とは、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金等に対して支払う旅行費用並びに、第5項に定める旅行業務取扱料金（変更手数料および取消手数料を除く）を合算したものをいいます。
- (2)お客様は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し旅行代金をお支払いいただきます。なお、航空券・乗車船券・宿泊券等の手配のみを目的とする旅行契約にあつては、それらをお渡しする際にお支払いいただく場合があります。
- (3)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

4.団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知していただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

5.旅行業務取扱料金

当社は、旅行の手配、クーポン類の発行、添乗員の同行、旅行相談等の業務に対し、次の旅行業務取扱料金（以下、「取扱料金」といいます。）を申し受けます。なお、旅行契約に基づき手配した結果、運送・宿泊機関が満員等の理由で予約できなかった場合であっても、当社は所定の取扱料金を申し受けます。また、取扱料金は、旅行手配着手の後、お客様の申出により旅行を変更又は取り消される場合にも申し受けます。

内容		料金（税込）
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額の 20%以内
	宿泊券のみの場合	宿泊券面額の 10%以内
	運送機関のみの場合	旅行費用総額の 20%以内
添乗サービス料金	（宿泊、交通費等の旅行実費除く）	添乗員 1 人 1 日につき 22,000 円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1 件につき 330 円 （電話料・電報料は別）
相談料金	お客様の旅行計画作成のための相談	30 分に付き、1,100 円
	旅行計画の作成	旅行日程 1 日に付き、1,100 円
	旅行に必要な費用の見積り（運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	旅行日程 1 日に付き、1,100 円
	旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4) 1 枚に付き、550 円
	お客様の依頼による出張相談	上記の料金と交通費実費

※注/同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。

6.旅行契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程・旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、以下の変更手続料金を申し受けます。また、旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

内容		料金（税込）
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20%以内
	運送機関の予約・手配の変更	1 件につき 1,100 円
	宿泊機関の予約・手配の変更	1 件につき 550 円

7.お客様による旅行契約の解除と払い戻し

(1) お客様のご都合により旅行契約を解除される場合は、次の料金を申し受け、残額があれば、これを払い戻します。

- 1) 第5項に定める取扱料金
- 2) お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用
- 3) お客様がまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
- 4) 3)の旅行サービスの手配の取消しに係る次の取消手数料

内容		料金 (税込)
取消手数料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の20%以内
	運送機関の手配の取消し	1件につき 1,100円
	宿泊機関の手配の取消し	1件につき 550円

- (2) お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金をお客様に払い戻します。
- (3) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき、お客様が第2項6号①～③のいずれかに該当することが判明したとき、当社は、旅行契約を解除することがあります。この場合、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金を申し受けます。

8.当社による旅行契約の解除と払い戻し

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場合または、不可能となる恐れが極めて大きいと判断される場合は、お客様と相談の上、旅行契約を解除することがあります。
- (2) 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金をお客様に払い戻します。

9.旅行代金の精算

当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をします。

10.当社の責任

- (1) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた同項(1)の損害については規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して十四日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

11.お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様からの損害賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

12.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、旅行契約締結年月日の時点において有効なものとして公表されている運賃・料金・適用規則または、認可申請中の運賃・料金・適用規則を基準として算出しています。

13.個人情報のお取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際にいただいた個人情報について旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲以内で利用させていただきます。
- (2) このほか、当社は商品やツアーのご案内、統計資料の作成に利用させていただく場合があります。
- (3) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。

14.その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

【お取扱い】

水上高原トラベル〈水上高原リゾート株式会社〉
群馬県知事登録旅行業 第2-487号
〒379-1721 群馬県利根郡みなかみ町藤原 6152-1
TEL ; 0278-75-2222 / FAX ; 0278-75-2312
(一社) 全国旅行業協会 正会員
国内旅行業務取扱管理者 阿部 理香

※旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、取扱管理者がご説明いたします。